

## 聖籠町教育委員会告示第5号

聖籠町発達障害通級指導教室実施要綱を次のように定める。

平成26年5月29日

聖籠町教育委員会委員長 稲田 健一

### 聖籠町発達障害通級指導教室実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、発達障害通級指導教室の設置及び運営について必要な事項を定め、発達障害のある児童に対して通級による指導を行い、生活や学習上の困難を改善又は克服することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 発達障害通級指導教室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ジャンプアップルーム	聖籠町大字山倉 668 番地 山倉小学校内

(対象者)

第3条 小学校在籍児童で、自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等がある通常の学級に在籍する児童とする。こども園在籍幼児及び中学校在籍生徒は、通級指導対象外とする。ただし、教育課程外の教育相談には通級指導教室の運営に支障がない場合に依るものとする。

(指導内容及び指導時数)

第4条 通級による指導は、心身の障害の状態の改善又は克服を目的とするもののほか、特に必要があるときは、心身の障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための指導を行う。また、指導時数は、原則として年間10単位時間から280単位時間までとする。

(指導計画)

第5条 児童一人一人の障害の状態に応じた個別の指導計画に従って、個別の指導又は小集団による指導を行う。個別の指導計画は、対象児童が在籍する学校（以下、「在籍校」という。）の校長が保護者や通級指導担当教員、その他関係機関との連携のもと作成し、通級指導教室設置校（以下、「通級校」という。）の校長に提出す

るものとする。通級指導担当教員は、通級校校長の監督を受け、在籍校担当教員及び保護者との相談、連絡、報告を密にし、連携した指導を行う。

(通級による指導の開始)

第6条 通級による指導が必要と認められる児童が在籍する学校の校長は、当該児童について、教育委員会に報告するものとする。

2 教育委員会は、上記の報告があったときは、就学指導委員会の意見を聴取するものとする。

3 教育委員会は、当該児童に通級による指導が必要と認められる場合は、在籍校の校長、通級校の校長及び保護者に、当該児童の氏名、通級校及び通級開始日を通知するものとする。

(通級による指導の終了)

第7条 通級校の校長は、通級による指導の必要がなくなったと認める児童について、在籍校の校長に、当該事項について報告するものとする。

2 在籍校の校長は、上記の報告があったときは、教育委員会に、当該事項について報告するものとする。

3 教育委員会は、上記の報告があったときは、就学指導委員会の意見を聴取するものとする。

4 教育委員会は、通級による指導の必要がなくなったと認める場合は、通級校の校長、在籍校の校長及び保護者に、通級による指導の終了を通知するものとする。

(通級による指導の中止)

第8条 通級児童が転学等やむを得ない事由により、通級による指導を受けられなくなった場合は、次の対応を行うものとする。

(1) 在籍校の校長は、当該児童の通級による指導の中止を、教育委員会に報告するものとする。

(2) 教育委員会は、上記の報告を受けたときは、通級校の校長に当該事項を通知するものとする。

(特別の教育課程の編成)

第9条 通級校の校長は、第6条の通知を受けたときは、当該児童に係る指導内容、指導時刻及び指導時数等について在籍校の校長に通知し、協議するものとする。

(運営計画)

第10条 通級校の校長は、年度当初において、通級による指導の運営計画を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、発達障害通級指導教室の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月29日から施行する。